

令和 6 年（行ウ）第 8 5 号 地位確認等請求事件

原告 （閲覧制限）ほか 9 名

被告 国

原告ら弁論要旨
(社会的状況及び意識の変化)

2 0 2 6（令和 8）年 3 月 1 1 日

東京地方裁判所民事第 2 部 D b 係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 川 見 未 華

第 1 家族の形態の変化と多様化

1 はじめに

平成 2 7 年大法廷判決の多数意見は、夫婦同氏制を定める民法 7 5 0 条の合理性を裏付ける事情として、「氏は家族の呼称としての意義」があり、夫婦が同一の氏を称することは、「家族という一つの集団を構成する一員であることを、対外的に公示し、識別する機能を有している」こと、「特に婚姻の重要な効果として夫婦間の子が夫婦の共同親権に服する嫡出子となるということがあるところ、嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保することにも一定の意義がある」ことなどの事情を挙げ、“婚姻中の夫婦とその間の嫡出子”といった家族形態を典型的家族と捉え、家族の呼称としての氏の機能を重視した。

しかしながら、1 9 4 7（昭和 2 2）年に夫婦同氏制を定める民法

750条が成立してから、現在（2026年2月）までにすでに79年が過ぎ、次に述べるとおり、婚姻・家族の形態は大きく変化した。また、2024（令和6）年の民法改正は多様な家族や養育のあり方を認めるものであり、子の父母が共同親権者であることは、「婚姻のみの重要な効果」ということはできなくなった。

2 家族の形態の変化

1947（昭和22）年当時は、「三世代以上が同居する大家族」の形態が一般的であった。

昭和30年代の高度経済成長期に入り、核家族が増えるなど、世帯の構成が変化した。

さらに近年、生涯未婚率及び離婚率の増加、晩婚化、再婚割合の増加などが進み、「夫婦と未婚の子のみの世帯」や「三世代世帯」の割合が減少する一方で、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」の割合は増加傾向にある。2024（令和6）年現在では、「単独世帯」が全世帯の34.6%にも及び最も多い。

こうした傾向は、今後も続くことが予想されている。

このように、現在の日本社会においては、もはや、「夫婦と未婚の子」という世帯の形態が標準的であるとは到底いえない。家族の形態は変化し、多様化しているのであり、典型的な「家族」像を、特定の世帯形態で示すことは、現代においては困難である。

3 別氏親子世帯の増加

親と子は必ずしも同氏であるとは限らず、別氏である親子関係も相当数存在する。

例えば、再婚割合の増加に伴い、子連れ再婚で同居親と子の氏が異

なる家族も増加していることが推認される。

夫婦の一方が外国人である婚姻は、2020（令和2）年以降は、増加傾向にあるところ、夫婦別氏を選択している国際結婚の夫婦間に子が生まれれば、当然に別氏親子世帯が生じることになる。

離婚後、親権者または親権をもたない監護者が旧氏に復し、一方、子は婚姻氏を継続する場合、同居していても別氏親子世帯となる。

事実婚世帯では夫婦は別氏であり、子がいる場合は当然に別氏親子となる。

このように、家族形態の多様化により、別氏親子世帯も相当数増加していることが推認され、氏と家族の関係性も大きく変化した。

4 2026（令和8）年の選択的共同親権制の施行

さらに注目すべきは、この度の民法改正である。2026（令和8）年4月より、婚姻外関係の父母の子についても、子の利益を重視する立場から、父母の共同親権が認められることとなった。この法改正は、「婚姻中の父母の嫡出子」のみでなく、「離婚、事実婚、非婚という多様な家族形態の子」の利益の実現のために、嫡出であるか否かを問わず、可能なケースでは父母の共同親権を認めるとし、その選択の是非が問題になる事案では家庭裁判所が後見的に介入して判断し子の利益を確保するしくみを創設したものである。

すなわち、同じ民法の中でも親権法分野では、「父母が婚姻中の嫡出子」のみを特別視する平成27年大法廷判決の立場とは真逆に、法制審議会の約5年間の審議を経て改正案が答申され、全ての多様な家族の子の利益を平等に保護し、父母の責務を明確にしようとする立場に大きく変更したのである。これは、2013（平成25）年の婚外子の相続分平等化の改正と軌を一にするものであり、平成27年大法

廷判決の後の大きな事情変更である。

第2 夫婦同氏制と家族の絆の強さは別問題であること

平成27年大法廷判決は、夫婦同氏制の根拠の1つとして「家族を構成する個人が、同一の氏を称することにより家族という一つの集団を構成する一員であることを実感する意義」をあげ、夫婦同氏制が家族や夫婦の絆や円満さに寄与するものであるかのように論じている。

しかしながら、統計結果によれば、日本の離婚率は、諸外国と比べても特に低いわけではない。

すなわち、夫婦の氏の異同と夫婦や家族の絆の強さや円満さとは全く別問題なのである。平成27年大法廷判決の挙げた合理性を裏付ける事情には、明確な根拠がない。

第3 地方議会による選択的夫婦別氏制度導入を求める決議の増加

地方議会においては、国に対して選択的夫婦別氏制度の導入を求める意見書が採択され続けている。2026（令和8）年2月16日時点において、かかる意見書が採択された議会の合計数は429議会に及んでいる。

第4 まとめ

平成27年大法廷判決の岡部・鬼丸・櫻井意見が、「離婚や再婚の増加、非婚化、晩婚化、高齢化などにより家族形態も多様化している現在において、氏が果たす家族の呼称という意義や機能をそれほどまでに重視することはできない。世の中の家族は多数意見の指摘するような夫婦とその間の嫡出子のみを構成員としている場合ばかりではない」などと指摘したとおり、現在の日本において、「家族」は、もはや「同

一の氏を称する夫婦とその間の子」という概念だけではとらえることができない。

令和３年大法廷決定の宮崎・宇賀意見も指摘するとおり、家族の形態の多様化に照らせば、“嫡出子であることを示すために子が両親双方と同氏である仕組みを確保する”ことが、夫婦同氏制を定める民法７５０条の合理的根拠になるとは到底いえない。

家族の形態その他事情の変化、そして、増加し続ける選択的夫婦別氏制度を希望する国民の声を直視した判断が下されるべきである。

以上